

恵泉女学園史料室利用案内

開室日・開室時間

火・木・金 9時30分～16時00分

*夏季・冬季休暇中は問い合わせの上、来室のこと。

閲覧手続き

1. 本学の教職員・生徒・学生・卒業生・保護者・友の会会員・理事・評議員などの学園関係者が閲覧を希望するとき、原則的には事前に史料室に希望の日時を申し入れる。
2. 上記以外の閲覧希望者は必ず事前に閲覧希望を史料室に申し入れる。
3. 閲覧申し込みは電話・メール・郵便で受け付ける。メール・郵便の場合、恵泉女学園ホームページ上の史料室のページにアップされている利用票を利用できる。
4. あらかじめ目録によって閲覧を希望する資料が決まっている場合は資料番号を申請する。
5. 来室の際は史料室に備え付けの史料室利用票を読んだ上で所定の事項を記入する。

資料の閲覧について

1. 史料室の資料は原則として自由に閲覧することができる。
2. 資料は史料室で閲覧するものとし、史料室からの帯出は原則として認めない。
3. 資料の内、経年劣化等により破損の恐れがある場合、複製を閲覧してもらう場合がある。
4. 閲覧者が資料を滅失・毀損した場合は、閲覧を停止するとともに、弁償を求めることがある。

利用の制限について

1. 史料室の業務に支障があるとき、また、室長が不相当と認める理由があるときは、資料の閲覧を断ることがある。
2. 個人情報あるいはプライバシーに抵触する情報が含まれる資料について、利用にあたっての一切の責任は利用者が負う。なお、内容によっては、閲覧に提供できない資料もある。
3. 資料を転載または引用する際は、掲載箇所に当史料室所蔵資料であることを明記すること。また、その掲載物の提供を求めることがある。

資料の複写（撮影）について

1. 資料の複写（撮影）を希望する場合は許可を得なければならない。また、史料室利用票に必要事項を記入する。
2. 複写は史料室員が行い、1枚40円(カラーの場合は100円)を申し受ける。(本学中学・高等学校生徒は無料)
3. データの貸出については相談に応じる。

連絡・問い合わせ先

恵泉女学園 史料室

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 5-8-1

TEL : 03-3303-2111 (内線 415)

03-3303-6920 (史料室直通/fax 共用)

E-mail : ksshiryu@keisen.ac.jp